



日本郵船

Bringing value to life.

第 132 期

定時株主総会
招集ご通知

2018年4月1日から

2019年3月31日まで

第132期定時株主総会
招集ご通知添付書類を含む

開催情報



日時 2019年6月19日
(水曜日) 午前10時



場所 パレスホテル東京
2階「葵」

書面及びインターネット等による議決権行使期限

2019年6月18日(火曜日) 午後5時

株主総会の来場記念品(お土産)のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。



証券コード：9101



代表取締役社長 内藤 忠顕

株主の皆様には、日頃より当社グループの活動にご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。第132期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の定時株主総会招集ご通知のお届けにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当期の連結業績は、売上高1兆8,293億円、営業利益110億円、経常損失20億円、親会社株主に帰属する当期純損失445億円となりました。ドライバルク事業の構造改革を進め、LNG・海洋事業を始めとする運賃安定型事業での利益積み上げを図った一方で、定期船事業と航空運送事業の業績悪化の影響から経常損失となりました。また、保有資産の流動化や事業ポートフォリオ見直しとしての事業持分の売却等を進め、特別利益を計上し、あわせて、主な特別損失として、コンテナ船の傭船に関する契約損失引当やドライバルク事業の構造改革費用などを計上しました。本業績結果を深く受けとめ、株主の皆様にお詫び申し上げます。

定期船事業においては、定期コンテナ船事業統合会社であるOcean Network Express Pte. Ltd. (ONE社)の事業開始直後の混乱が大きく影響しました。航空運送事業では、当社子会社である日本貨物航空株式会社 (NCA社)が、複数年にわたる不適切整備から自社運航機材を一時的に停止し、国土交通大臣より「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令及び業務改善命令」を受けました。NCA社は既に改善措置を国土交通大臣に提出しており、当社としても、関係役員の報酬を自主返納し、NCA社の会長職を常勤の体制にするとともに、グループ会社に対するガバナンス強化に向けた対策を実施しています（*）。

（*）グループ会社に対するガバナンス強化に向けた対策等については4ページをご参照ください。なお、本件事案についての当社対応は本年1月31日に適時開示により公表していますので、当社のウェブサイトをご参照ください。

当社は、昨年3月に当社グループの中期経営計画“Staying ahead 2022 with Digitalization and Green”を発表しました。前述の通り、遺憾ながら、中期経営計画初年度の業績結果は損失の計上となりましたが、ONE社とNCA社でそれぞれ業績の回復に必要な施策を遂行中であり、当社としてもその監督・モニタリングを一層強化しております。ONE社の積高・消席率は着実に改善しており、来期（2019年度）の黒字化を見込んでおります。NCA社についても、運航体制を従来の2機種11機から1機種8機に変更することで、安全整備の徹底と効率化を図るとともに、同業他社との提携を深化させ、事業の安定化と収支改善に努めています。

また、当期に計上した構造改革費用を含む特別損失は結果として来期以降の経営体質強化につながるものと位置付けています。あわせて、当期に実施した政策保有株式と保有不動産の売却を含む資産の流動化や事業ポートフォリオの見直しとしての事業持分の売却は中期経営計画の戦略に沿ったものであり、今後とも中期経営計画に沿った施策を迅速かつ着実に遂行し、業績目標の達成と企業価値・社会価値の持続的な創出を目指してまいります。

当期の連結業績は、親会社株主に帰属する当期純損失という結果となりましたが、安定的な株主還元は経営の最重要課題の一つであり、当期の期末配当は1株につき10円（中間配当の10円とあわせ、1株につき年間20円）とすることをご提案申し上げます。また来期の連結業績は、現時点で売上高1兆7,300億円、営業利益380億円、経常利益370億円、親会社株主に帰属する当期純利益260億円を予想しております。配当につきましては、基本的な考え方である安定的な株主還元と連結配当性向25%をふまえ、1株につき中間20円及び期末20円とし、年間40円を予想しております。

本年4月26日に発表しましたとおり、本定時株主総会での取締役選任議案のご承認とその後の取締役会での決議により、長澤仁志氏の代表取締役社長・社長経営委員選任を正式に決定する予定です。新社長のリーダーシップのもと、新しい役員・経営委員体制にて、当社グループのガバナンス強化と業績回復をより確実なものとし、中期経営計画の達成と今後の企業価値・社会価値の持続的な創出を実現したく、取締役8名と監査役2名の選任をお願いいたします。株主の皆様のより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2019年5月
代表取締役社長

内 藤 忠 顕

目 次

1	社長ご挨拶
第132期	
5	定時株主総会 招集ご通知
7	議決権行使のご案内
	株主総会参考書類
	議案及び参考事項
9	第1号議案 剰余金の処分の件
10	第2号議案 取締役8名選任の件
19	第3号議案 監査役2名選任の件
21	(ご参考)コーポレート ガバナンスに関する取組み等
23	主要財務ハイライト(連結)
25	事業報告
35	連結計算書類
37	計算書類
39	監査報告
45	株主メモ
45	株式に関する マイナंबर制度のご案内
46	お知らせ

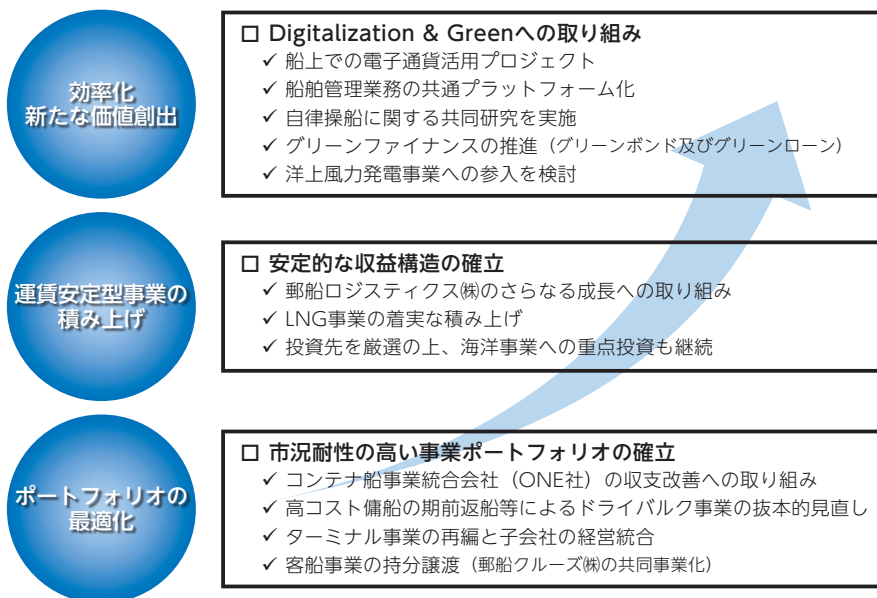
本招集ご通知をお読みいただく際には、次の点にご留意願います。

1. 業績予想や将来の予測等に関する記述は、現時点で入手している情報に基づき合理的と判断する予想であり、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されています。従って、実際の業績は見通しと大きく異なる結果となる可能性があります。
2. 「当社グループ」とは、当社及びその子会社から成る企業集団を意味しています。
3. 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
4. △印はマイナスを示しています。
5. 第2四半期累計期間を中間期とする表記をしています。
6. 日本の独占禁止法や米国の反トラスト法など各国の同様の法律を総称して「競争法」又は「独占禁止法」と記載している場合があります。

中期経営計画 “Staying Ahead 2022 with Digitalization and Green”

昨年3月、2018年度から始まる5ヵ年の新しい中期経営計画として“Staying Ahead 2022 with Digitalization and Green”を発表しました。当計画では、当社グループの基本理念を“Bringing value to life.”と再定義し、不透明な事業環境と多様に変化する社会に素早く的確に対応し、持続的な成長を遂げるための戦略を示しています。

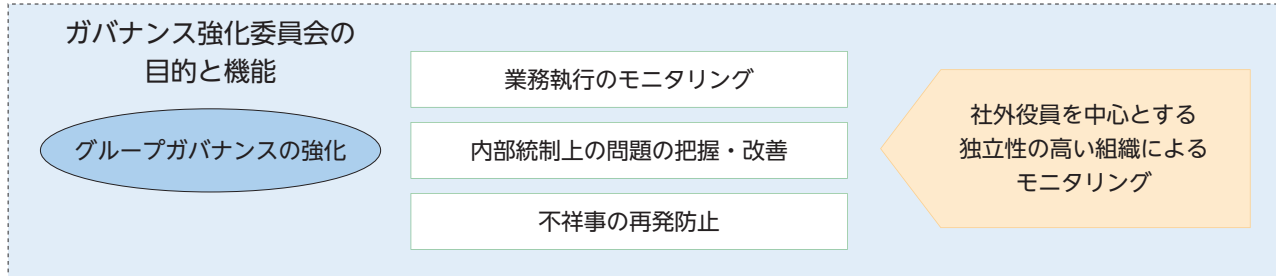
当計画の基本戦略は、「ポートフォリオの最適化」「運賃安定型事業の積み上げ」及び「効率化と新たな価値創出」です。これら3つの基本戦略と中期経営計画に示した利益・財務目標達成に向け、それぞれの戦略遂行のための施策を進めています。また、当期は、当計画を完遂させるために、定期船事業と航空運送事業における収支改善と事業の安定化を図るとともにグループガバナンスのさらなる強化を進めました。



また、当計画ではESGの経営戦略への統合を掲げており、“Digitalization and Green” への取り組みは、船上での電子通貨活用プロジェクトなど最新のデジタル技術の活用や、NOx/SOx規制への対応を含む環境に関する諸施策を含みます。これらの“Digitalization and Green”へ通じた効率化と新たな価値創出は、当社グループはじめ多くのステークホルダーが積極的に推進しているSDGs（国連サミットで採択されたSustainable Development Goals：持続可能な開発目標）への貢献にもつながると確信しています。

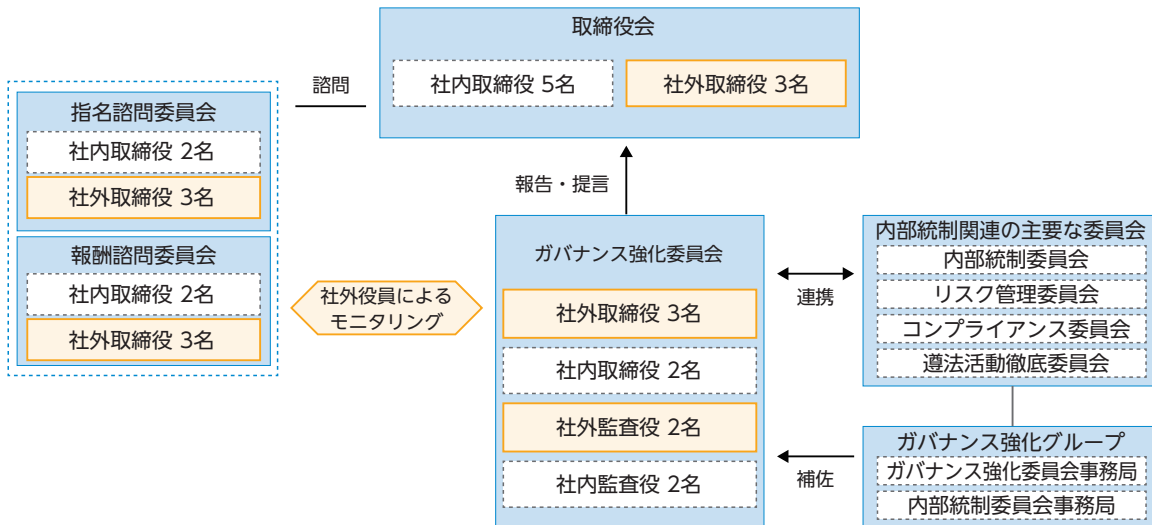
当社グループのガバナンス強化への取組み

ガバナンス強化委員会の設置



当社は、2019年1月にガバナンス強化委員会を新たに設置し、社外役員を中心とする独立性の高い組織として、客観的な立場から当社のガバナンス・経営陣による業務執行をモニタリング・評価し、取締役会に共有することで、業務執行取締役等による内部統制上の問題の早期把握と効果的な改善を図ります。

また、本委員会は、当社グループで生じた日本貨物航空㈱に対する行政処分などの不正事案の再発防止への取組みに対してもガバナンス・内部統制上の重要課題として協議するとともに、必要に応じ取締役会に対し提言を行うものです。



（注）取締役及び監査役の員数は本定時株主総会後の予定です。

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日 本 郵 船 株 式 会 社
代表取締役社長 内 藤 忠 顕

第132期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第132期定時株主総会を下記の要領で開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書面（紫色）を会場受付にご提出ください。

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類（9ページから20ページまで）をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



〔郵送による議決権の行使〕

7ページ及び8ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2019年6月18日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。



〔電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使〕

7ページ及び8ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2019年6月18日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月19日（水曜日）午前10時 （受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階「葵」

「葵」が満席になった場合は、第2会場をご案内させていただきますので、ご了承ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第132期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第132期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

※株主総会参考書類並びに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、9ページから20ページまで及び25ページから42ページまでに記載のとおりです。ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトの「IR情報」の中にございます「IRイベント」、「株主総会」のページ（<https://www.nyk.com/ir/event/meeting/>）に掲載し、本招集通知の添付書類には記載しておりませんが、本招集通知の添付書類と同じく監査報告を作成するに際し、監査役は以下の①～⑤を、会計監査人は以下の②～⑤を監査しております。

- | | |
|---------------------------------------|---------------|
| ①事業報告に表示すべき事項のうち以下の事項 | ②連結株主資本等変動計算書 |
| (i) 直前三事業年度の財産及び損益の状況とその推移 | ③連結計算書類の連結注記表 |
| (ii) 新株予約権等に関する事項 | ④株主資本等変動計算書 |
| (iii) 会計監査人に関する事項 | ⑤計算書類の個別注記表 |
| (iv) 業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況の概要 | |

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面の郵送と電磁的方法（インターネット等）の双方により重複して議決権を行使された場合は、後者による議決権行使を有効としてお取扱いいたします。また、電磁的方法（インターネット等）によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効としてお取扱いいたします。
- (3) 当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

5. 記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及びその他本招集ご通知の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトの「IR情報」の「IRイベント」、「株主総会」のページ（<https://www.nyk.com/ir/event/meeting/>）に掲載いたします。

以 上

議決権行使のご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月19日（水曜日）
午前10時

電磁的方法（インターネット等）



当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、行使期限までに議決権をご行使ください。

行使期限

2019年6月18日（火曜日）
午後5時までに行使

郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2019年6月18日（火曜日）
午後5時までに到着

議決権の行使に関する事項

- (1) 各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面の郵送と電磁的方法（インターネット等）の双方により重複して議決権を行使された場合は、後者による議決権行使を有効としてお取扱いいたします。また、電磁的方法（インターネット等）によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効としてお取扱いいたします。
- (3) 当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

■ 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによって実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）。

● インターネットによる議決権行使方法について

- (1) スマートフォンによる方法
 - ・ 議決権行使書面に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
 - ・ セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。
- (2) パソコン、携帯電話による方法
 - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書面に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご使用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。

● 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（オペレーター対応、受付時間：9:00～21:00）

その他のお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-232-711（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

■ 郵送による議決権行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書のご記入方法のご案内

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

議 決 権 行 使 書
日本郵船株式会社 御中

議決権の数 _____ 個

私は、2019年6月19日開催の日本郵船株式会社第132期定時株主総会（継続会または延会の場合も含む。）における各議案の原案に対し右記（賛否を○印で表示）の通り、議決権を行使いたします。
2019年 月 日

（ご注意）
各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱われます。
日本郵船株式会社

議 案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号議案	○	○
第2号議案	○	○
第3号議案	○	○

議決権の数 _____ 個

基礎日現在のご所有株式数 _____ 株

議決権の数は1単元ごとに1個となります。

お 願 い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。会場へのご入場は株主様ご本人のみとなりますので、ご了承ください。
- 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができます。
【郵送による議決権の行使の場合】
・議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。
【インターネットによる議決権の行使の場合】
・スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト（<https://evote.tr.mufj.co.jp/>）に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使してください。

ログイン用QRコード

ログインID
仮パスワード ← 株主番号(8桁) ↓

日本郵船株式会社

こちらを切り取ってご返送ください。

- ◆お手持ちのスマートフォンにて「議決権行使書」の副票（右側）に表示されているQRコードを読み取り、サイトにアクセスします。
- ◆QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

インターネットによる議決権行使に必要な〈ログインID〉と〈仮パスワード〉が記載されております。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

第2・3号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に異なる意思を表示される場合：
当該候補者の番号をご記入ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えております。市況変動に耐え得る適正な内部留保の水準等も勘案し、当期の期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円 総額1,695,704,590円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月20日

第2号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、次の8名の取締役選任をお願いしたいと存じます。

引き続き、激変する事業環境に迅速かつ的確に対応し、多様性と専門性を確保した実質的な議論をより活発に行うとともに、取締役会による意思決定と業務執行の監督における独立性の向上によるガバナンスの深化を図ります。

候補者の生年月日、略歴、所有する当社株式の数、取締役候補者としたこと等の理由等は14ページから18ページまでに記載のとおりです。なお、次ページよりご参考として、取締役等の選任に係る当社の指針等を開示いたします。

候補者 番号		候補者氏名	現在の当社における地位及び担当	当期に開催の 取締役会出席率
1	再任	ないう ただあき 内藤 忠顕	代表取締役社長・社長経営委員	100% (14回中14回)
2	再任	ながさわ ひとし 長澤 仁志	代表取締役・副社長経営委員 不定期専用船戦略会議議長 自動車輸送本部、ドライバルク輸送本部、エネルギー輸送本部管掌	100% (14回中14回)
3	再任	よしだ よしゆき 吉田 芳之	取締役・専務経営委員 チーフコンプライアンスオフィサー 総務本部長	100% (14回中14回)
4	再任	たかはし えいいち 高橋 栄一	取締役・専務経営委員 チーフファイナンシャルオフィサー 経営企画本部長	100% (14回中14回)
5	新任	はらだ ひろき 原田 浩起	専務経営委員 一般貨物輸送本部長	—
6	再任 独立社外取締役	かたやま よしひろ 片山 善博	社外取締役	93% (14回中13回)
7	再任 独立社外取締役	くにや ひろこ 国谷 裕子	社外取締役	100% (14回中14回)
8	新任 独立社外取締役	たなべ えいいち 田邊 栄一		—

コーポレートガバナンスに関連する指針等の一部を以下にご参考として開示いたします。

取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方

取締役会は、実質的な議論を活発に行い意思決定の質を確保したうえで、迅速な意思決定を継続して推進していく効率的な規模として、当面は9名前後、うち独立性基準に基づく社外取締役3名前後を適当と考える。

取締役会は、当社グループが行う海運・物流業を中核としてグローバルに展開する事業に精通した十分な数の社内取締役と、企業経営に資する高い専門的知見を有し取締役会の監督機能の一層の充実を図りうる一定の数の独立社外取締役により構成する。

その構成については、多様性と専門性の確保、及び構成員の知識・経験・能力のバランスに配慮する。社内取締役については、各事業の運営に強みを発揮できる人材と、全社的経営管理に適した人材のバランスにも留意する。取締役会は、各取締役の管掌・担当業務等を取締役会において決議し、その役割と責任を明らかにする。

役員等の選任指名等に関する方針・手続

【方針】

当社は、取締役候補者の指名にあたり、候補者の人格及び見識等を十分考慮のうえ、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を候補者として推薦する。社内取締役の候補者については、取締役会議案の審議に必要な広範な知識、経験及び実績を備えていること、管掌部門の課題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、人望があり、法令及び企業倫理の遵守を徹底する見識があることを重視する。また、すべての取締役候補者の指名において、当社の経営に求められる資質と機能を具体的に整理し、取締役会を構成する上で必要かつ適当と考えられる候補者は、その構成員としてそれぞれ求められる資質と機能を充足することを条件とする。当社は、経営陣幹部及びその在任の適否並びに経営委員の選任についても、社内取締役候補者の指名方針を準用し、経営委員に選任された者は、経営陣幹部候補者であることを認識し、代表取締役その他の業務執行取締役から権限の委任を受けて重要な業務を執行し、その経験を基に能力と知見を研鑽・練磨するものとする。

当社は、監査役候補者の指名にあたり、企業経営における監査及び監査役の機能の重要性を認識し、候補者の人格及び見識等を十分考慮のうえ、監査役として職務と責任を全うできる適任者を候補者として推薦する。

また、当社は社外役員の独立性に関する判断基準を別途定め、同基準を満たす社外取締役候補者及び社外監査役候補者を推薦する。

【手続】

取締役候補者は、社長が選考し、指名諮問委員会における協議をはじめ独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において決定する。

監査役候補者は、社長が推薦し、株主総会への選任議案提出に対する監査役会の同意を得て、取締役会において決定する。

経営委員は、社長が選考し、指名諮問委員会における協議をはじめ独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において選任する。

社長をはじめとする現任の経営陣幹部については、必要に応じて、指名諮問委員会において会社の業績その他の経営又は業務執行に関する一定の評価等に基づき、その職階（役位）にあることの適否を協議した上で、取締役会において諮ることとする。

社外役員候補者の推薦に関する独立性基準

(目的)

第1条 本基準は、日本郵船株式会社（以下、当社という。）における社外取締役候補者及び社外監査役候補者の推薦に関する独立性基準を定めることを目的とする。

(社外取締役)

第2条 社外取締役候補者は、取締役会の構成員の多様性も考慮のうえ、以下の各号に定める条件を満たす者であり、第4条各号に該当しない者の中から推薦する。

- (1) 当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、幅広い知識又は高度な専門知識、高い見識、豊富な経験及び出身分野における実績を有する者
- (2) 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
- (3) 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

(社外監査役)

第3条 社外監査役候補者は、監査役会の構成員の多様性も考慮のうえ、以下の各号に定める条件を満たす者であり、第4条各号に該当しない者の中から推薦する。

- (1) 当社の監査業務遂行に資する幅広い知識又は高度な専門知識、高い見識、豊富な経験及び出身分野における実績を有する者
- (2) 会社法第335条で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しない者
- (3) 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者

(社外役員の独立性)

第4条 以下の各号のいずれの基準にも該当しない者は、独立性を有するものと判断する。

- (1) 当社の大株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%を超える株式を保有する者）又はその業務執行者である者
- (2) 当社の主要な借入先（直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている上位10位の借入先）又はその業務執行者である者
- (3) 当社を主要な取引先（当社からの収入が取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%超）とする者又はその業務執行者である者
- (4) 当社の主要な取引先（取引先からの収入が当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%超）又はその業務執行者である者
- (5) 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
- (6) 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等、又は当社から得ている当該財産が年間1,000万円を超え、かつ、その年間収入の金額の2%を超える法人若しくは組合等の団体に所属する者
- (7) 当社から年間500万円を超える寄付を受けている者、又は当社から受けている寄付の金額が年間500万円を超え、かつ、その年間収入の金額の2%を超える法人若しくは組合等の団体の業務執行者である者
- (8) 過去3年間に於いて、上記（1）から（7）のいずれかに該当していた者
- (9) 上記（1）から（8）のいずれかに該当している者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
- (10) 当社又は子会社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族

- (11) 過去3年間に於いて、当社又は子会社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
- (12) 前各号のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

指名諮問委員会規則を以下にご参考として開示いたします。

指名諮問委員会規則

第1条 （構成）

指名諮問委員会（以下、委員会という）は、取締役会の諮問機関として、取締役会長、代表取締役社長、独立社外取締役を委員として構成する。

- 2 委員会の委員長は、取締役会長とする。ただし、取締役会長が空席のときには、代表取締役社長とする。
- 3 委員の任期は、本委員会発足のとき又は取締役に就任した日より、取締役の任期が終わるまでの期間とする。

第2条 （招集）

委員会は、少なくとも年1回、また、必要に応じて随時開催することとし、委員長が開催を招集する。

- 2 委員会の招集の通知は、開催日の7日前までに各委員に発する。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに委員会を開くことができる。

第3条 （議長）

委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

第4条 （目的）

委員会は、以下の各号等の指名に関する事項を協議し、その協議又は提言の内容に基づき、取締役会に報告又は付議する。

- ① 取締役の選任及び解任に関する事項
- ② 取締役社長の選任及び解任並びにその後継者プランに関する事項
- ③ 代表取締役の選任及び解任に関する事項
- ④ 独立役員の独立性の基準に関する事項
- ⑤ 経営委員の選任及び解任に関する事項

第5条 （記録）

委員会の開催日時、出席者、及び議題を記録する。



1 ないとう ただあき 内藤 忠顕 (1955年9月30日生)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 当社入社
 2004年4月 当社石油グループ長
 2005年4月 当社経営委員
 2007年4月 当社常務経営委員
 2008年6月 当社取締役・常務経営委員
 2009年4月 当社代表取締役・専務経営委員
 2013年4月 当社代表取締役・副社長経営委員
 2015年4月 当社代表取締役社長・社長経営委員（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人日本船主協会副会長

所有する当社株式の数

12,713株

当期に開催の取締役会出席率

100%（14回中14回）

取締役候補者としたこと等の理由

2008年に当社取締役役に就任以降、経営企画本部長、一般貨物輸送本部長等を経て、2015年から業務の統理者である社長を務め、技術力による競争力強化を推進し、透明性と実効性あるガバナンスを追求するとともに、流動性の高い経営環境において事業の再編・選択と集中を実行してきました。本総会終結時に社長を退任する予定ですが、当社グループの経営とガバナンスをモニタリングするため、引き続き取締役候補者としてしました。



2 ながさわ ひとし 長澤 仁志 (1958年1月22日生)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

不定期専用船戦略会議議長
 自動車輸送本部、ドライバルク輸送本部、
 エネルギー輸送本部管掌

1980年4月 当社入社
 2004年4月 当社LNGグループ長
 2007年4月 当社経営委員
 2009年4月 当社常務経営委員
 2011年6月 当社取締役・常務経営委員
 2013年4月 当社代表取締役・専務経営委員
 2018年4月 当社代表取締役・副社長経営委員（現在に至る）

所有する当社株式の数

11,148株

当期に開催の取締役会出席率

100%（14回中14回）

取締役候補者としたこと等の理由

2011年に当社取締役役に就任以降、エネルギー輸送部門を担当し、現在は副社長経営委員として不定期専用船戦略会議議長を務めております。LNG事業の上流権益、海洋事業などへの参画を推進し運賃安定型事業を着実に拡大するとともに、ドライバルク輸送部門の収益性の安定を図りました。中期経営計画に基づき事業収益性の安定と向上を着実に実現するため、引き続き取締役候補者としてしました。



3 よし だ 吉田 よしゆき 芳之 (1957年5月30日生)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当 チーフコンプライアンスオフィサー
総務本部長

1981年4月 当社入社
2005年4月 当社バルク・エネルギー輸送統轄グループ長
2011年4月 当社経営委員
2015年4月 当社常務経営委員
2015年6月 当社取締役・常務経営委員
2018年4月 当社取締役・専務経営委員（現在に至る）

所有する当社株式の数
8,700株

当期に開催の取締役会出席率
100%（14回中14回）

取締役候補者としたこと等の理由

2015年に当社取締役就任以降、主に総務・人事・法務関連部門を担当し、現在は専務経営委員としてチーフコンプライアンスオフィサー、総務本部長を務めております。取締役会の実効性の向上に取り組むとともに、多様な人材の活躍を促進し当社グループのガバナンスと遵法体制の強化を推進するため、引き続き取締役候補者となりました。



4 たかはし 高橋 えいいち 栄一 (1958年10月14日生)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当 チーフファイナンシャルオフィサー
経営企画本部長

1982年4月 当社入社
2010年4月 当社主計グループ長
2012年4月 当社経営委員
2016年4月 当社常務経営委員
2016年6月 当社取締役・常務経営委員
2018年4月 当社取締役・専務経営委員（現在に至る）

所有する当社株式の数
4,774株

当期に開催の取締役会出席率
100%（14回中14回）

取締役候補者としたこと等の理由

2016年に当社取締役就任以降、主に企画・主計・財務関連部門を担当し、現在は専務経営委員としてチーフファイナンシャルオフィサー、経営企画本部長を務めております。中期経営計画に沿って資本効率を重視した最適な財務戦略を推進するとともに、ガバナンスを含むグループ経営の強化を図るため、引き続き取締役候補者となりました。



5 はらだ ひろき 原田 浩起 (1960年9月21日生)

新任

■ 略歴、当社における地位及び担当 一般貨物輸送本部長

1983年4月 当社入社
 2011年4月 当社バルク・エネルギー輸送統轄グループ長
 2014年4月 当社経営委員
 2018年4月 当社常務経営委員
 2019年4月 当社専務経営委員（現在に至る）

所有する当社株式の数

2,545株

取締役候補者としたこと等の理由

2014年に当社経営委員に就任以降、主に一般貨物輸送部門を担当し、現在は専務経営委員として一般貨物輸送本部長を務めております。定期コンテナ船事業の推進と収益性の改善、郵船ロジスティクス㈱の完全子会社化に伴う物流事業と再編後の港湾事業の強化のため、新たに取締役候補者としてしました。



6 かたやま よしひろ 片山 善博 (1951年7月29日生)

再任

独立社外取締役

■ 略歴、当社における地位及び担当

1974年4月	自治省入省	2011年9月	同上退任
1998年12月	同省退官	2016年6月	当社社外取締役（現在に至る）
1999年4月	鳥取県知事	2017年3月	慶應義塾大学教授退任
2007年4月	同上退任	2017年4月	早稲田大学公共経営大学院教授（現在に至る）
	慶應義塾大学教授		
2010年9月	総務大臣就任		

■ 重要な兼職の状況

早稲田大学公共経営大学院教授

所有する当社株式の数

7,978株

当期に開催の取締役会出席率

93%（14回中13回）

社外取締役候補者としたこと等の理由

自治省（現総務省）において要職を歴任し、2010年から2011年まで総務大臣を務めるなど、官界・政界・学界における豊富な経験を通じて培われた幅広い知識・見識、人脈と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。



7 くにや ひろこ 国谷 裕子 (1957年2月3日生)

再任

独立社外取締役

■ 略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	日本放送協会（NHK）総合テレビ「7時のニュース」英語放送アナウンサー・ライター、 「NHKスペシャル」リサーチャー	1993年4月	日本放送協会（NHK）総合テレビ「クローズアップ現代」キャスター
1987年7月	日本放送協会（NHK）衛星放送「ワールド・ニュース」キャスター	2016年4月	東京藝術大学理事（非常勤）（現在に至る）
		2017年6月	当社社外取締役（現在に至る）

所有する当社株式の数

2,980株

当期に開催の取締役会出席率

100%（14回中14回）

■ 重要な兼職の状況

東京藝術大学理事（非常勤）

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授

社外取締役候補者としたこと等の理由

キャスターとして長期にわたり、政治・経済・国際関係・社会等に係る問題を幅広く提起してきた経験と豊富な見識を活かし、多様な視点と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。



8 たなべ えいいち 田邊 栄一 (1953年9月16日生)

新任

独立社外取締役

■ 略歴、重要な兼職の状況

1978年4月	三菱商事株式会社入社	2012年4月	同社常務執行役員
2001年5月	同社退社、 株式会社ローソン取締役就任	2016年4月	同社副社長執行役員 コーポレート担当役員
2005年3月	同社代表取締役副社長執行役員（CFO）就任	2016年6月	同社代表取締役副社長執行役員
2007年6月	同上退任 三菱商事株式会社入社	2018年3月	同社取締役
2008年4月	同社執行役員	2018年6月	同上退任 同社顧問就任（現在に至る）

所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者としたこと等の理由

三菱商事株式会社に入社後、執行役員、代表取締役副社長執行役員等を歴任し、主として同社における地域経営、財務等の管理業務、金融関連ビジネスに関する豊富な業務経験に基づき、企業経営全般に対する知見と独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断したことから、新たに、社外取締役候補者としてしました。

（注）三菱商事株式会社と当社との間の取引額は双方から見て売上高の1%未満です。

- (注1) 各取締役候補者と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。
- (注2) 片山善博氏、国谷裕子氏及び田邊栄一氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であり、当社の「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしております。3氏につきましては、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しており、各氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます（「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」につきましては、12ページをご覧ください。）。また、田邊栄一氏が2018年6月まで取締役を務め、現在顧問に就任している三菱商事株式会社と当社との間の取引額は双方から見て売上高の1%未満です。社外取締役が業務を執行する又は社外役員を兼任するその他の重要な兼職先とは、特記すべき関係はありません。
- (注3) 当社の連結子会社で航空運送事業を営む日本貨物航空株式会社（以下、NCA）は、不適切な整備作業を実施したことなどを対象として、2018年7月に国土交通大臣より「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令及び業務改善命令」を受け、改善措置を提出しました。片山善博氏及び国谷裕子氏は報告を受けるまで本事案を認識しておりませんでした。両氏はそれまでも取締役会などにおいて法令遵守の観点から意見を表明しておりましたが、本事案を認識した後は、取締役会などにおいて原因究明と再発防止に資する提言などを行っております。また、新たに設置された社外役員を過半数とするガバナンス強化委員会において、グループ全体のガバナンスと内部統制の強化に努めております。
- (注4) 再任の社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、片山善博氏が3年、国谷裕子氏が2年となります。
- (注5) 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた定款第34条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。片山善博氏、国谷裕子氏及び田邊栄一氏の選任が承認された場合は、当社は各氏と同様の責任限定契約を締結いたします。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 和崎揚子氏と三田敏雄氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、次の2名の監査役選任をお願いしたいと存じます。
本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。



1 みやもと のりこ
宮本 教子 (1960年9月10日生)

新任

■ 略歴、当社における地位

1983年4月 当社入社
2012年4月 当社IRグループ長
2014年4月 当社経営委員
2018年4月 当社常務経営委員
2019年4月 当社顧問格囑託（現在に至る。2019年6月18日をもって退任予定）

所有する当社株式の数

5,452株

監査役候補者としたこと等の理由

2014年より当社経営委員として、2018年より当社常務経営委員として主にIR・広報を担当し、当社の経営に関与し、業務執行を担いました。当社における豊富な業務経験を有し対外的コミュニケーションに精通するとともに、財務・リスク対応に関する専門的知見を活かし、当社の業務執行に対する適切な監査に寄与いただけると判断したことから、新たに監査役候補者としました。



2 かねもと としのり
兼元 俊徳 (1945年8月24日生)

新任**独立社外監査役****■ 略歴**

1968年 4 月	警察庁入庁	2006年 4 月	同上退官
1995年 8 月	警察庁国際部長	2007年 1 月	弁護士登録(第一東京弁護士会)
1996年10月	国際刑事警察機構 (ICPO－Interpol) 総裁	2007年 2 月	シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセル
2000年 8 月	警察大学校長	2018年 6 月	同上退任
2001年 4 月	内閣官房内閣情報官		

所有する当社株式の数

0株

■ 重要な兼職の状況

兼元俊徳法律事務所所長

日本テレビホールディングス株式会社社外監査役

株式会社リケン社外取締役

社外監査役候補者としたこと等の理由

警察庁で長く勤務した経歴を有し、また国際刑事警察機構総裁や内閣官房内閣情報官等の要職を歴任し、主に国際分野を含む警察行政や情報分野における豊富な経験を通じて培われた幅広い知識・見識と、弁護士としての主に企業法務・コンプライアンス分野における高い専門性をもって、当社の業務執行に対する適切な監査に寄与いただけると判断したことから、新たに社外監査役候補者となりました。

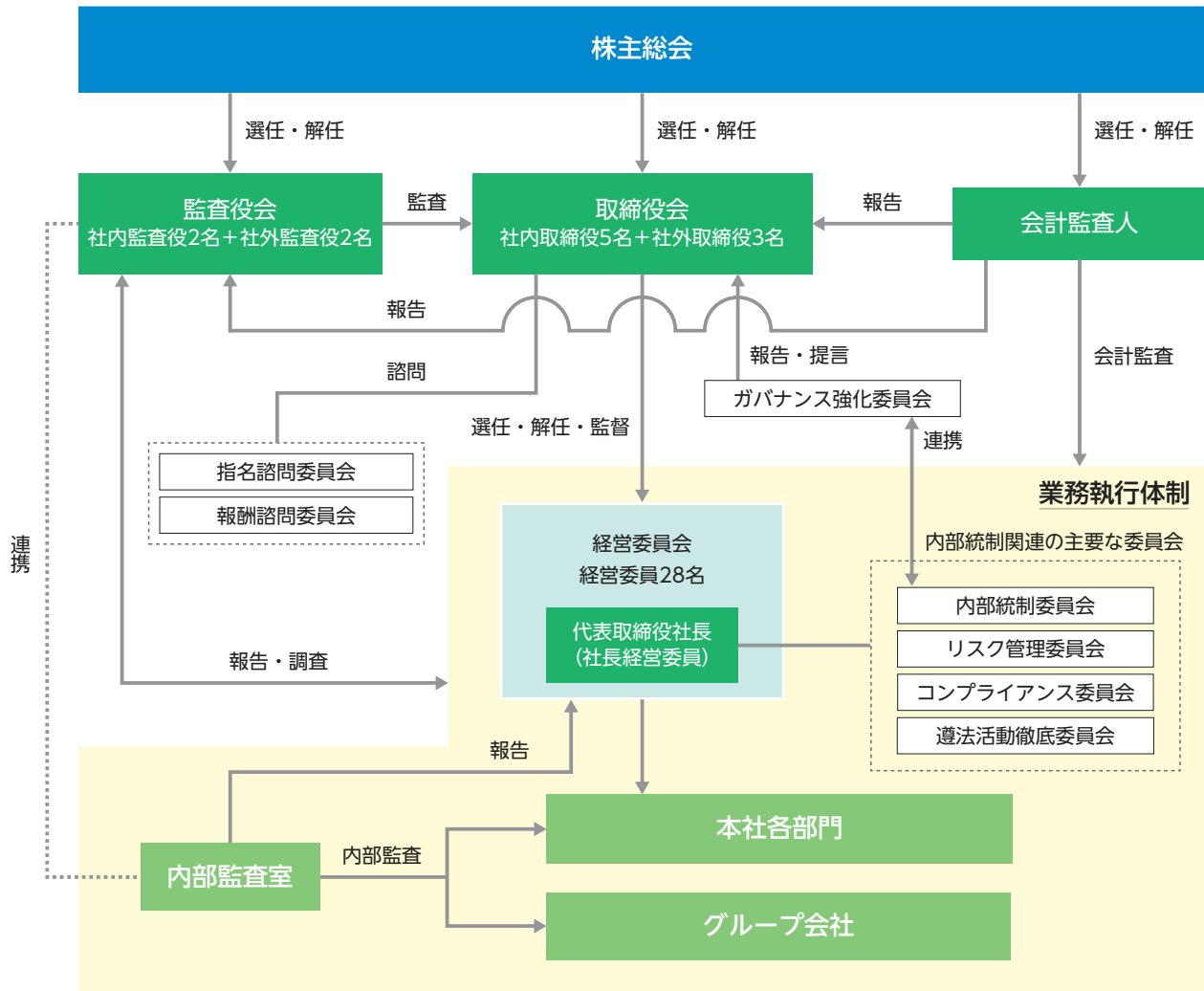
- (注1) 各監査役候補者と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。
- (注2) 兼元俊徳氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であり、当社の「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしております。同氏及び同氏が所長を務める兼元俊徳法律事務所と当社の間に取引関係はなく、同氏につきましては、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しており、同氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます。
- (注3) 当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた定款第44条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。宮本教子氏と兼元俊徳氏の選任が承認された場合は、当社は各氏と同様の責任限定契約を締結いたします。

以 上

(ご参考) コーポレートガバナンスに関する取組み等

機関設計の形態	監査役会設置会社		
取締役の員数	2017年6月：11名 (うち独立社外3名)	2018年6月：9名 (うち独立社外3名)	2019年6月(予定)：8名 (うち独立社外3名)(候補)
監査役の員数	4名(うち独立社外2名)		
取締役の任期	1年		
取締役会の諮問機関	指名諮問委員会、報酬諮問委員会		
取締役の中期的な企業価値向上へのインセンティブ	2016年6月定時株主総会決議で、取締役・経営委員を対象に、中期経営計画・期初の連結業績予想の達成度及び前年度実績比等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度を導入 同総会決議に基づき2019年3月取締役会で、同制度の3年間の延長を決議		

2008年	・社外取締役2名を選任 ・取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に即応できる体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮
2010年	・社外役員全員を、国内の金融商品取引所が定める独立役員として届出
2015年	・コーポレートガバナンスに関連する指針等(コーポレートガバナンス・ガイドライン、取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方、役員等選任指名方針・手続、社外役員候補者の推薦に関する独立性基準、役員等報酬決定方針・手続)の作成・整備
2016年	・取締役会の実効性に係る自己評価アンケートを実施(継続) ・付議基準の改定と経営委員会への権限委譲等の具体的な施策を実行 ・社外取締役3名(1名増員)、取締役の総員数12名(1名減員) ・取締役及び経営委員(社外取締役及び一部経営委員を除く)に対し、業績連動型株式報酬の導入 ・指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の設置
2017年	・筆頭社外取締役を設置 ・取締役の総員数11名(1名減少)
2018年	・公正性の確保のため、取締役会の実効性に係る自己評価の集計、分析等に外部機関を起用 ・取締役の総員数9名(2名減少) ・独立社外役員比率は38.5%(13名中5名)、取締役の独立社外役員比率は33.3%(9名中3名)
2019年	・独立社外役員比率は41.7%(12名中5名、6月予定)、取締役の独立社外役員比率は37.5%(8名中3名、6月予定) ・コーポレートガバナンス・コードの改訂に伴い、役員等の選任指名等に関する方針・手続等の改定 ・当社グループのガバナンス強化のため、内部統制機能のモニタリングを行うガバナンス強化委員会を新設 ・グループ会社全社を対象に、法令遵守の総点検を実施



(注) 取締役及び監査役の員数は本定時株主総会後の予定です。

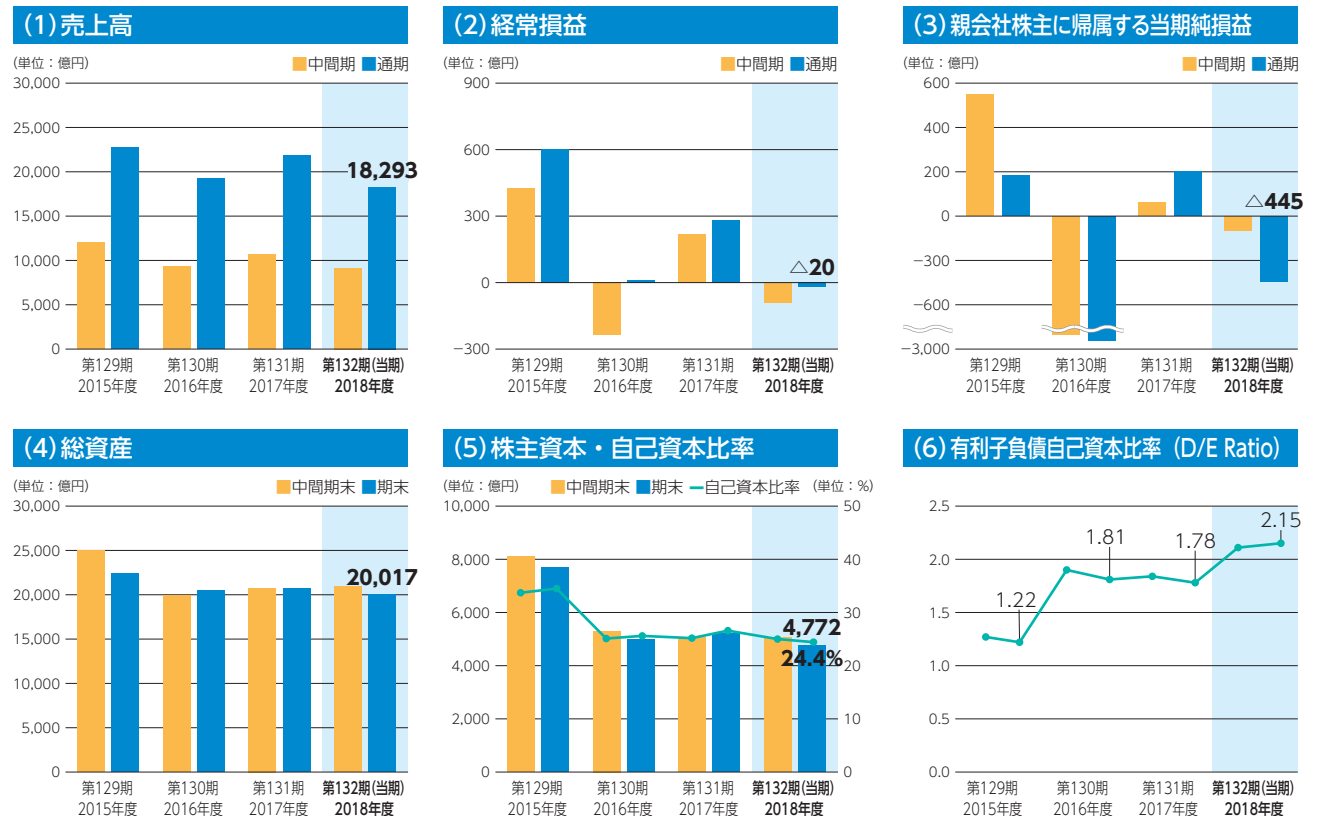
取締役会の実効性向上

当社は、2016年より、取締役会の実効性のさらなる向上を目的として、全役員を対象に実効性に係る自己評価の記名式アンケートを継続して実施しています。

そのアンケート結果を踏まえ、以前より取り組んでいる適切な審議の確保のための施策や重要案件の事前説明等に加え、各部門におけるリスクを適時適切に管理・対応するための報告体制の整備等を進めています。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会に加え、内部統制機能のモニタリングを行うガバナンス強化委員会を設置するなど、今後も、取締役会の機能向上、コーポレートガバナンスの強化を図り、企業価値の継続的な向上を推進していきます。

主要財務ハイライト (連結)

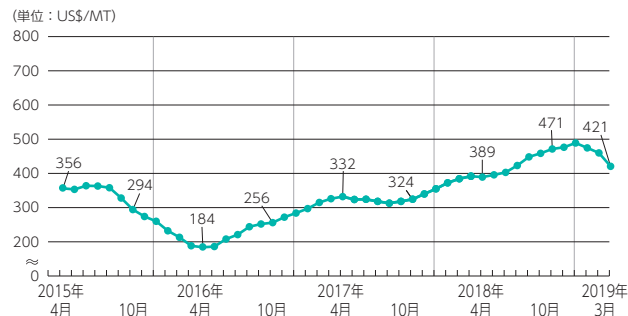
1. 業績の推移



為替レートの推移 (ご参考)



消費燃料油価格の推移 (ご参考)

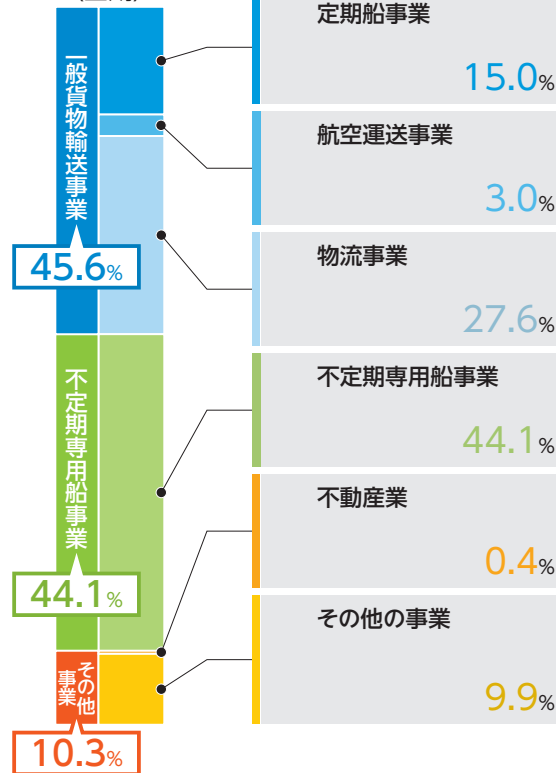


(注) 為替レート・消費燃料油価格とも、当社社内値 (表示単位未満を四捨五入) です。

2. 事業部門別業績

(単位：億円)

連結売上高構成比
(当期)



		第129期 2015年度	第130期 2016年度	第131期 2017年度	第132期 (当期) 2018年度
定期船事業 15.0%	売上高	7,063	5,859	6,914	2,863
	経常損益	△3	△127	108	△264
航空運送事業 3.0%	売上高	911	819	978	567
	経常損益	15	26	18	△159
物流事業 27.6%	売上高	4,965	4,613	5,123	5,258
	経常損益	118	76	23	77
不定期専用船事業 44.1%	売上高	9,022	7,177	7,956	8,413
	経常損益	465	△41	96	337
不動産業 0.4%	売上高	97	94	79	76
	経常損益	33	120	26	27
その他の事業 9.9%	売上高	1,470	1,466	1,723	1,881
	経常損益	△0	△14	31	30

3. 事業部門別資産

(単位：億円)

	第129期 2015年度	第130期 2016年度	第131期 2017年度	第132期 (当期) 2018年度
定期船事業	4,192	4,019	4,054	3,618
航空運送事業	475	530	773	641
物流事業	2,503	2,551	2,779	2,818
不定期専用船事業	13,385	12,693	12,561	12,853
その他事業				
不動産業	635	562	588	573
その他の事業	2,513	2,099	1,953	1,717
計	23,705	22,457	22,710	22,222
調整額	△1,257	△2,015	△1,991	△2,205
連結	22,447	20,441	20,719	20,017

(注1) 事業部門間の内部取引高消去前の数字です。

(注2) 事業部門別資産の調整額の内容は、事業部門間の取引に係る債権、資産の調整及び全社資産です。なお、全社資産の主なものとは当社での余剰運用資金（現金及び預金）です。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過及びその成果

① 当期の業績

当期の世界経済は、米中貿易摩擦への懸念が高まる中、米国では大型減税と歳出拡大に支えられた景気拡大が継続しました。欧州経済は英国のEU離脱問題などもあり、2017年をピークとする減速が続いています。中国では経済減速が続きましたが、政策対応で当面の大幅な成長鈍化は回避されました。また、新興国経済では米国利上げによる資本流出や通貨安などが危惧されながらも、概ね成長を維持しました。日本経済も、底堅い内需により緩やかな成長が続きました。

こうしたなかでも海運市況の見通しは引き続き厳しく、コンテナ船部門において307億円の特別損失を計上する等、当期の連結業績は、売上高1兆8,293億円（前期比16.2%減）、営業利益110億円（同60.2%減）、経常損失20億円、親会社株主に帰属する当期純損失445億円と前期と比べて減収となり、損失を計上しました。

② 各事業部門の概況

●一般貨物輸送事業

定期船事業

コンテナ船部門では、2018年4月より統合新事業会社 Ocean Network Express Pte. Ltd. (ONE) がサービスを開始しました。事業移行直後はシステム運用・業務プロセス上の問題が発生しましたが、速やかに改善策を実施し第1四半期には概ね収束しました。それにより、上期は北米・欧州・アジア域内航路で積高が想定を下回りました。加えて空コンテナ輸送コスト増加や燃料油価格高騰の影響を受け、収益が悪化しましたが、下期は第3四半期において復航の荷動きは期待した水準に至らなかったものの、北米を中心に往航の荷動きは堅調に推移し、積高は回復基調となりました。一方、燃料油価格高騰が引き続き収益を圧迫しましたが、継続的なコスト削減活動や統合シナジー効果の追求により収益改善に取り組みました。また、当社においては、移行したコンテナ船事業に関わる費用を上期に計上しましたが、下期は大幅に減少しました。

国内・国外ターミナルでは、航路再編の影響などにより取扱ひ量が減少し、前年比で若干の減収減益となりました。また、神戸コンテナターミナルは昨年9月、台風21号による高潮被害を受け一時不稼働となりましたが、業績への影響は軽微に留まりました。一方、国内ターミナル事業を取り巻く事業環境の変化に対応すべく、昨年12月に三菱倉庫株式会社と共同で持株会社を設立、その傘下に国内港運事業子会社4社（㈱ユニエツクス、日本コンテナ・ターミナル㈱、旭運輸㈱、郵船港運㈱）を収める経営統合を行い、本年4月1日に㈱ユニエツクスと日本コンテナ・ターミナル㈱が合併し、㈱ユニエツクスNCTが発足しました。新体制の下、一体となって安全・品質向上に努め、将来にわたって安定的なサービス供給を図ります。

定期船事業全体の業績は、ONEへの事業移行による連結売上高の減少も合わせ、前期と比べて減収となり、損失を計上しました。

航空運送事業

航空運送事業では昨年7月に日本貨物航空㈱が国土交通大臣より「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令及び業務改善命令」を受け、改善措置を提出しました。調査の過程で機体の健全性を確認するために全機材を運休させ、その後も機材稼働が著しく低下したため、前期比で減収となり損失を計上しました。

現在ではB747-8F型機全8機が運航を再開しております。また、運航を停止していたB747-400F型機3機についてはAtlas Air Inc.との業務提携により、本年4月以降、輸送サービスに活用します。

物流事業

航空貨物輸送（フォワーダー業）は、取扱量が増加し粗利が改善しました。特に第3四半期は台風等に起因する日本の滞留貨物の緊急輸送需要等で収支が大きく改善しました。海上貨物輸送（フォワーダー業）は、取扱量が増加しましたが、仕入運賃の上昇の影響を受け、利益は伸び悩みました。ロジスティクス事業は、合理化・コスト削減を進める一方で、米国における好調な荷動きや欧州での事業買収により堅調に推移しました。国内物流部門では、内航船事業は年間を通じて荷動きが好調で、国内倉庫業も堅調に利益を計上しました。これらの結果、物流事業全体の業績は前期と比べ、増収増益となりました。

●不定期専用船事業

自動車輸送部門では、北米、欧州向け、アジア域内の荷動きは堅調に推移するも、資源国向け輸送量が低調に推移し、完成車海上輸送台数は前期を下回りました。このような状況下、引き続き減速航海を徹底するなど運航費の節減に努めました。また三週間航路での配船を見直し航路の効率化を図った結果、余剰となった2隻の老齢船の解撤売船を行いました。自動車物流部門では、完成車販売市場の低迷により取扱台数の減少もあるものの、事業基盤の確立を図るとともに、グループネットワークの強化や新たな物流ソリューションの提案を積極的に行うなど、さらなる事業拡大を図りました。

ドライバルク輸送部門では、新造船の竣工数が船舶の解撤数を上回り、船腹過剰の本格的な解消には至らなかったものの、上期は鉄鉱石・石炭・穀物の荷動きが堅調に推移し市況は改善しました。下期は中国向けの荷動きが鈍化し市況は悪化しました。このような状況下、引き続き長期契約を増やすとともに、効率的な運航の徹底を進めるなどのコスト削減に取り組みました。さらに、貨物の組合せや配船の工夫によりバラスト航海を減らすなど、収支の向上に努め、業績は良化しました。

エネルギー輸送部門では、VLCC（大型タンカー）は老齢船の解撤が進み船腹の需給バランスが改善し、冬場の荷動きも活発化し市況は改善しました。石油製品タンカーも下期に入り荷動きが活発化しました。LPG船は米国出しアジア向けの出荷量は増加したものの、新造船の竣工圧力が強く市況は低迷しました。LNG船は安定的な収益を生む長期契約に支えられて順調に推移し、海洋事業もFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）、ドリルシップやシャトルタンカーが順調に稼働し、収益を支えたことでエネルギー輸送部門の業績は良化しました。

不定期専用船事業全体の業績は、前期と比べて増収増益となりました。

●その他事業 不動産業

不動産業は、堅調な市況と物件売却により業績は安定的に推移しました。

その他の事業

その他の事業は、燃料油や機械・計装品の販売が好調で、化学製品と船舶用資材の販売なども堅調でした。飛鳥Ⅱクルーズは、夏場に台風による影響を受けたものの、世界一周クルーズなどのクルーズ販売が総じて堅調でした。本年3月には、飛鳥Ⅱクルーズを運航する郵船クルーズ(株)の株式50%を譲渡の上、アンカー・シップ・パートナーズ株式会社と共同で客船事業を運営し、飛鳥Ⅱクルーズのさらなるブランド力向上と高品質で魅力的なサービスの提供に努めます。

詳細につきましては、前述の「事業部門別業績」（24ページ）をご参照ください。

③ 安全と環境への取組み

船舶の安全運航と環境の保護は、当社グループの経営の根幹をなすものです。独自の安全管理システムNAV9000、自社開発した船舶管理システムNiBiKi、現場の安全を支えるニアミス3000活動、乗組員の相互扶助による安全文化の醸成を目指すPower+Projectなどを適確かつ継続的に運用することにより、引き続き環境保護にも貢献する安全・確実な海上輸送を実現します。

当社は安全運航を担う大きな柱の一つとして、現場の人材（船員）を掲げており、長年培ってきた船員教育のノウハウを活かした当社独自の教育プログラムの下、多様な国籍の船員を育成しています。特に世界的な船員供給国であるフィリピンにおいては、商船大学や先進機材を備えた研修所での教育を通し、高度な運航技術を要するLNG船やVLCC等の幹部職員養成など、幅広く優秀な船員の育成に努めています。

当社グループでは、(株)MTIを核として、安全運航や環境保護に資する研究開発に積極的に取り組んでいます。本船

上で得られるビッグデータの活用により燃費性能向上と最適運航を目指す技術開発や、船内プラントの状態監視・故障予知のための研究開発を行っています。また、(株)日本海洋科学を中心にパートナー企業とともに自律操船等、最先端の研究も行っており、これらの研究開発を踏まえて、当社は昨年11月に2050年を見据えた環境コンセプトシップ「NYKスーパーエコシップ 2050」を発表しました。

(2) 当社グループの資金調達及び設備投資の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に自己資金及び金融機関からの借入れで賄いました。当期末の有利子負債残高（社債等を含む。）は、前期末比627億円増加し、1兆461億円となりました。

当社グループは、全体で1,707億円の設備投資を実施しました。定期船事業及び不定期専用船事業において、船舶を中心にそれぞれ194億円及び1,247億円、航空運送事業において航空機などに106億円、物流事業において輸送機器や物流施設・設備などに153億円、不動産業において20億円、その他の事業において7億円の設備投資を実施しました。

(3) 当社グループの対処すべき課題

当社グループでは、中長期的な経営方針として、次の経営課題に取り組んでいます。

① 安定と成長の戦略

当社グループは、昨年3月に新しい中期経営計画として“Staying Ahead 2022 with Digitalization and Green”を発表しました。株主を始めとするすべてのステークホルダーや社会から必要とされる企業であり続けるために、常に新たな価値を創造し、社会や環境の課題解決に貢献していくことが当社の責務であると考えています。海運や物流といった「モノ運び」の役割に限定することなく新たなものに挑戦していくという信念のもと、当社の企業理念を構成する基本理念を“Bringing value to life.”と再定義しました。

中期経営計画では、ボラティリティへの耐性強化を実現し、事業成長と収益力向上に取り組んでいきます。3つの基本戦略である「ポートフォリオの最適化」「運賃安定型事業の積み上げ」及び「効率化と新たな価値創出」に沿った形で、既存事業の拡充に加えて情報技術・環境分野を中心とした新規事業の実現と成長分野への投資を実施します。

また“Digitalization and Green”への取組みは、当社グループや当社グループの多くのステークホルダーが積極的に推進しているSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）への貢献につながると確信しています。

上記に基づき、以下のような施策に取り組んでいきます。「ポートフォリオの最適化」を通じ、市況耐性の高い事業運営を目指しています。定期船事業においては、コンテ

ナ船統合新事業会社の収支黒字化に向けた構造改革を進めます。また、航空運送事業については、自社運航機材を1機種に絞り、整備体制を適正化するとともに同業他社との提携を深化させ、事業安定化に取り組んでいます。ドライバルク輸送部門では、引き続き、市況耐性への強化のための市況エクスポージャー管理を進めています。

「運賃安定型事業の積み上げ」では、物流部門・自動車船部門・自動車物流部門を成長促進事業として、ネットワークの充実と高品質かつ競争力のあるサービスの強化を図っています。グループの経営基盤であるヒト、モノ、IT、資金を活かした営業力強化とともに、デジタル技術を活用した輸送・荷役の効率化と積極的な環境対策に取り組んでいます。また、LNG部門・海洋事業部門を重点投資事業として、案件を厳選したうえで積極的に投資を継続しています。環境規制が強化されるなか、世界で先行する船舶用LNG燃料の供給・販売事業をさらに促進するとともに、変化するエネルギー需要を捉え、新たなニーズに対応する新規事業にも積極的に取り組んでいます。

「効率化と新たな価値創出」としては、従来より技術研究開発を通じオペレーション効率化を進めてきましたが、“Digitalization and Green”による技術力・情報力・ネットワーク力により、次世代の成長分野を切り拓いていきます。サプライチェーン全体の最適化や、船上での電子通貨活用プロジェクトなど、最新のデジタル技術を駆使した効率性の追求と新たな価値創出を図ります。また、環境問題への対応が、当社グループの最重要課題の一つと認識し、NOx/SOx規制を含む環境規制への対応、輸送におけるCO₂排出の削減及び再生可能エネルギーをテーマに次世代に向けグリーンビジネスへの参入を実現します。

これらの事業戦略の遂行や次世代の成長分野への積極的な取組みにより、将来のキャッシュフローをより確かなものとし、資本効率とROE（自己資本利益率）を向上させ、企業価値・社会価値の持続的な創出に全力で取り組みます。

② ESG（環境・社会・ガバナンス）への取組み

当社グループは、グローバルな視野をもって企業の社会的責任を果たすべく、「安全」「環境」「ガバナンス」「人材」についても経営の最重要課題に位置付け、ESGに対して積極的に取り組んでいます。

船舶の運航などのオペレーションの安全性は当社グループのあらゆる事業の根幹であり、安全推進活動に継続して取り組めます。また、環境保全に関しては、パリ協定をふまえた温暖化防止に向けた取組みとして、船舶から排出されるCO₂排出量の中長期削減目標を策定しました。最適運航のさらなる深度化や重油に代わる新燃料としてCO₂・SOx・NOx排出量削減が可能となるLNG燃料への転換を積極的に進めます。バラスト水処理装置の搭載や燃料油に含まれる硫黄分の規制強化、シッピングサイクルなどの様々な環境規制への対応に取り組めます。先進的な取組みとして、昨年、外航海運会社として世界で初めてグリーンボン

ド（調達資金の使途を環境改善効果のある事業に限定して発行する債券）を発行したことが評価され、環境省が主催するジャパン・グリーンボンド・アワードにおいて、環境大臣賞に選ばれました。引き続き環境投資へ積極的に取り組み、持続可能な社会の実現を目指します。

グループ経営の健全性と透明性をより高めるために、内部統制の強化、グループガバナンスの一層の充実、適正な事業リスク管理、コンプライアンス意識の向上を図り、積極的な情報開示に努めます。

さらに、当社グループの基本理念を支える“NYKグループ・バリュー”（誠意・創意・熱意）の実践を通じて、誇りを持って働ける職場づくりの実現を目指し、多様な人材が活躍できる環境整備を進めます。当社グループは、中期経営計画においてESGの経営戦略への統合を掲げており、事業活動を通して、国連で採択された持続可能な開発目標の達成や社会・環境課題の解決に貢献します。

③ 遵法の徹底

当社の連結子会社であり航空運送事業を営む日本貨物航空(株)（NCA）は2018年7月に不適切な整備を行っていたとして国土交通大臣から事業改善命令及び業務改善命令を受けました。NCAが調査委員会を設置し、全容の解明及び原因究明等について調査を進める一方、当社も社長を委員長とし外部法律事務所も加えた対策委員会を設置し、NCAが事業改善及び業務改善を適切に遂行し、コンプライアンス体制の強化及び再発防止に取り組むことを監督・支援してきました。また、グループガバナンスにおける経営責任を明確化するため関係役員の報酬を自主返納したほか、非常勤であったNCA取締役会長職を常勤とし、当社の法務・コンプライアンス・内部監査等の管理部門の関与を深めるなど当社がNCAの経営をより強力に支援する体制を構築しました。NCAの抱える課題は整備の現場の問題であるとともに、事業運営や組織体制にも関連した問題であると捉えています。今後は当社による国内外のグループ会社への関与を深め、管理を強化します。社規則を見直し、事業管理のルールや報告義務を明確に共有し、より能動的に問題の把握・報告と改善の提言を行います。実効性確保のため、客観性・独立性の高い組織として独立社外役員が過半数を占めるガバナンス強化委員会を新設し、グループガバナンスの強化に努めています。

当社グループは従来より独占禁止法の遵守を最重要事項と捉え、そのための体制強化に取り組んできました。2012年9月以前の自動車の海上輸送に係る独占禁止法に関する一連の違反行為についての日本の公正取引委員会等による調査開始以来、独占禁止法等遵法活動徹底委員会を定期的に開催してきましたが、本年3月より遵法活動徹底委員会と名称を変え、当社グループにおいて独禁法のみならず関連する法令の遵守を徹底します。

当社はこれらの対策を着実に実行し、グループガバナンスの強化に努めてまいります。

(4) 当社グループの主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

一般貨物輸送事業 (定期船事業、航空運送事業、物流事業)
 不定期専用船事業
 その他事業 (不動産業、その他の事業)

(5) 当社グループの主要な営業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

区 分	所 在 地
本 店	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 (郵船ビル)
支 店	横浜支店 (横浜市)、名古屋支店 (名古屋市)、 関西支店 (神戸市)、九州支店 (福岡市)
海 外 在 勤 ・ 駐 在	ヨハネスブルグ、デュバイ、ドーハ、 ジェダ、北京

② 重要な子会社

会 社 名	本店所在地又は国名
NYKバルク・プロジェクト株式会社	東京都千代田区
日本貨物航空株式会社	東京都港区
八馬汽船株式会社	神戸市
郵船商事株式会社	東京都港区
郵船不動産株式会社	東京都中央区
郵船ロジスティクス株式会社	東京都港区
株式会社ユニエックス	東京都品川区
NYK GROUP AMERICAS INC.	米国
NYK GROUP EUROPE LTD.	英国
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	シンガポール

(6) 当社グループの船舶の状況 (2019年3月31日現在)

事 業 部 門	船 種	区分	2019年3月期	
			隻数	重量トン(千K/T)
定 期 船 事 業	コンテナ船 (セミコンテナ船を含む)	所有	31	2,057
		備船	32	3,133
		合計	63	5,190
不定期専用船事業	ドライバルク船	所有	131	11,367
		備船	270	27,231
		合計	401	38,599
	自動車船	所有	40	753
		備船	78	1,455
		合計	118	2,208
	タンカー・ L N G 船	所有	61	8,850
		備船	24	3,187
		合計	85	12,038
	在来・プロジェクト貨物船 その他	所有	24	435
		備船	19	273
		合計	43	708
客 船 事 業	客 船	所有	—	—
		備船	—	—
		合計	—	—
総 計		所有	287	23,464
		備船	423	35,282
		合計	710	58,746

(注1) 所有船の隻数は共有船を含み、重量吨は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。

(注2) 千K/T未満を切り捨てて表示しています。

(注3) 2019年3月に郵船クルーズ㈱の株式50%を譲渡したことに伴い、客船の所有隻数は従来の1隻から0隻としています。

(7) 当社グループ及び当社の従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門	従業員数 (名)	前期末比 (名)
一般物流事業		
定期船事業	3,942	△2,259
航空運送事業	817	21
物流事業	25,740	△250
不定期専用船事業	3,461	573
その他の事業	66	1
その他事業	1,306	△200
全社 (共通)	379	5
合計	35,711	△2,109

(注) 「全社 (共通)」として記載されている従業員は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数 (名)	前期末比 (名)
陸上職	903	46
(うち、海技者)	(126)	(20)
海上職	295	6
合計	1,198	52

(注) 従業員数は当社への出向者52名を含み、他社出向在籍者等及び派遣労働者数を除いています。

(8) 当社の主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	180,005
株式会社みずほ銀行	89,766
明治安田生命保険相互会社	51,551
日本生命保険相互会社	35,273
農林中央金庫	33,132
株式会社日本政策投資銀行	28,425
株式会社三井住友銀行	25,093
株式会社山口銀行	19,978
株式会社千葉銀行	17,035
三井住友信託銀行株式会社	10,014

(注) 上記のほか、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローンが合計で29,000百万円ありますが各借入額に含めていません。

(9) 重要な企業結合の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業結合の経過及び成果

当社グループは、定期船事業、航空運送事業、物流事業、不定期専用船事業、不動産業、その他の事業の6部門に属する事業を行っています。2019年3月31日現在の連結子会社は510社、持分法適用会社は202社です。また、前述の「当社グループの事業の経過及びその成果」(25ページ及び26ページ)をご参照ください。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
NYKバルク・プロジェクト株式会社	2,100 百万円	100.00	海上運送業
日本貨物航空株式会社	10,000 百万円	100.00	航空運送業
八馬汽船株式会社	500 百万円	74.86	海上運送業
郵船商事株式会社	1,246 百万円	79.25	石油製品類販売等
郵船不動産株式会社	450 百万円	100.00	不動産業
郵船ロジスティクス株式会社	4,301 百万円	100.00	貨物利用運送業等
株式会社ユニエツクス	934 百万円	100.00	港湾運送業
NYK GROUP AMERICAS INC.	4,000 千米ドル	100.00	北米・南米地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP EUROPE LTD.	81,490 千ポンド	100.00	欧州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	19,263 千シンガポールドル	100.00	南アジア・大洋州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
ADAGIO MARITIMA S.A.	44,832 千米ドル (139社合計)	100.00	船舶貸渡業
他船舶保有会社279社	10,349 百万円 (141社合計)	100.00	船舶貸渡業

- (注1) 議決権比率は間接保有を含んでいます。
(注2) 当社は、エム・ワイ・ターミナルズ・ホールディングス株式会社の議決権の51.00%を所有しています。同社は株式会社ユニエツクスの普通株式の100%を所有する持株会社です。
(注3) ADAGIO MARITIMA S.A.他船舶保有会社279社は船舶の保有・貸渡を行うために当社グループの全額出資によりパナマ、シンガポール、リベリアなどに設立した連結子会社であり、当社グループがこれらの会社より定期傭船して運航している船舶は、当社グループが運航する船隊の主要な一部分を構成しています。

③ 主要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
NSユニテッド海運株式会社	10,300 百万円	18.57	海上運送業
共栄タンカー株式会社	2,850 百万円	30.03	海上運送業
郵船クルーズ株式会社	2,000 百万円	50.00	客船保有・運航業
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	3,000,000 千米ドル	—	海上運送業

- (注1) 議決権比率は間接保有を含んでいます。
(注2) 当社は、オーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社の議決権の38.00%を所有しています。同社はOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.の普通株式の100%を所有する持株会社です。

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項等

当社は、2012年9月以前の自動車の海上輸送に関し、競争法に違反する行為があったとする欧州委員会による制裁金に関する決定に対し、前期までに特別損失を計上していましたが、欧州委員会に対し2018年5月にその支払いを完了しました。米国及びその他の地域においては、当社及び特定の海外現地法人は損害賠償請求訴訟を提起されているとともに、その他の当局からも調査を受けています。株主の皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

2. 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)**(1) 発行可能株式総数** 298,355,000株**(2) 発行済株式の総数** 169,570,459株

(注) 自己株式484,639株を除いています。

(3) 株主数 117,542名 (前期末比119名減)**(4) 大株主** (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,692	6.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	11,357	6.70
株式会社南青山不動産	8,247	4.86
三菱重工業株式会社	4,103	2.42
明治安田生命保険相互会社	3,447	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	3,105	1.83
東京海上日動火災保険株式会社	2,894	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	2,801	1.65
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,478	1.46
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	2,372	1.40

(5) 自己株式

前期末における保有自己株式	普通株式	478,393株
当期における取得株式		
単元未満株式の買取り	普通株式	6,864株
	取得価額の総額	13,821,508円
当期における処分株式		
単元未満株式の売渡し	普通株式	618株
	処分価額の総額	1,318,306円
当期における失効株式		
当期末における保有自己株式	普通株式	484,639株

(注) 上記自己株式には「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式 (861,900株) は含まれません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2018年6月21日から2019年3月31日までの期間の在任者)

氏 名	地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
工藤 泰三	代表取締役会長・会長経営委員	一般社団法人日本経済団体連合会副会長 (2019年5月30日退任予定)
内藤 忠顕	代表取締役社長・社長経営委員	一般社団法人日本船主協会副会長
長澤 仁志	代表取締役・副社長経営委員	不定期専用船戦略会議議長、 ドライバルク輸送本部・エネルギー輸送本部管掌
力石 晃一	代表取締役・専務経営委員	カスタマーリレーションオフィサー、自動車輸送本部管掌
吉田 芳之	取締役・専務経営委員	チーフコンプライアンスオフィサー、総務本部長
高橋 栄一	取締役・専務経営委員	チーフファイナンシャルオフィサー、経営企画本部長
岡本 行夫	筆頭社外取締役(非常勤、独立役員)	株式会社岡本アソシエーツ代表取締役、 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ社外取締役
片山 善博	社外取締役 (非常勤、独立役員)	早稲田大学公共経営大学院教授
国谷 裕子	社外取締役 (非常勤、独立役員)	東京藝術大学理事 (非常勤)、 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
和崎 揚子	監 査 役 (常 勤)	
平松 宏	監 査 役 (常 勤)	
三田 敏雄	社外監査役 (非常勤、独立役員)	中部電力株式会社相談役、 名古屋鉄道株式会社社外監査役、イビデン株式会社社外取締役
山口 廣秀	社外監査役 (非常勤、独立役員)	日興リサーチセンター株式会社理事長、三井不動産レジデンシャル株式会社 社外監査役、株式会社小松製作所社外監査役

(注1) 取締役のうち、岡本 行夫氏、片山 善博氏及び国谷 裕子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。 (注3) 社外役員が業務を執行する又は社外役員を兼任する重要な兼職先のうち、株式会社小松製作所と当社と

(注2) 監査役のうち、三田 敏雄氏及び山口 廣秀氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

の間には建機輸送等の取引がありますが、その取引額は双方から見て売上高の1%未満です。社外役員が業務を執行する又は社外役員を兼任するその他の重要な兼職先とは、特記すべき関係はありません。

- (注4) 監査役のうち、平松 宏氏は当社の経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(注5) 当期中の退任取締役は次のとおりです。

〈退任〉

取締役（非業務執行取締役）	田澤 直哉（2018年6月20日任期満了により退任）
取締役・専務経営委員	丸山 英聡（2018年6月20日任期満了により退任）
- (注6) 2019年4月1日付で、次のとおり取締役兼務の経営委員の異動がありました。

〈2019年3月31日現在〉

代表取締役・専務経営委員 力石 晃一

〈異動後〉

取締役（非業務執行取締役）

(注7) 岡本 行夫氏、片山 善博氏、国谷 裕子氏、三田 敏雄氏及び山口 廣秀氏につきましては、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ています。独立役員とは株式会社東京証券取引所等が一般株主保護のために確保することを義務付けているものです。

(2) 経営委員の状況（ご参考）（2019年4月1日現在）

地 位	氏 名	地 位	氏 名	地 位	氏 名			
代表取締役会長・会長経営委員	工藤 泰三	専務経営委員	丸山 英聡	経 営 委 員	スヴェイン・スタムラー (Svein Steimler)	吉田 明博		
			原田 浩起		日暮 豊	関 光太郎		
代表取締役社長・社長経営委員	内藤 忠顕	常務経営委員	大鹿 仁史		鹿島 伸浩	リー・チェック・ポー (Lee Check Poh)		
			小山 智之		神山 亨	※ 齊藤 宗明		
代表取締役・副社長経営委員	長澤 仁志		河野 晃		ヘマント・パタニア (Hemant Pathania)	※ 岡崎 一正		
			曽我 貴也		須田 雅志	※ 鈴木 英樹		
取 締 役 ・ 専 務 経 営 委 員	吉田 芳之		浦上 宏一		人見 伸也	※ 久保田 浩司		
			高橋 栄一		山本 昌平	吉田 泰三	※ 梅原 慎史	

- (注1) 2019年3月31日をもって退任した経営委員は次の4氏です。
- 力石 晃一、宮本 教子、後藤 湖舟、北山 智雄
- (注2) ※は2019年4月1日付の新任経営委員です。

(3) 役員の報酬等の総額

区 分	人数 (名)	固定報酬	業績連動報酬		合計額 (年額) (百万円)
		基本報酬額 (百万円)	賞与額 (百万円)	株式報酬額 (百万円)	
取締役 (うち、社外取締役)	11 (3)	389 (57)	—	177 (—)	567 (57)
監査役 (うち、社外監査役)	4 (2)	105 (27)	—	— (—)	105 (27)
合 計 (うち、社外役員)	15 (5)	495 (85)	—	177 (—)	672 (85)

- (注1) 取締役への基本報酬額には、当事業年度に退任した取締役2名に対する支給額を含めています。
- (注2) 取締役の月例報酬は、株主総会の決議により決定した月例報酬総額の限度内において、職位に応じた報酬を支払っています。取締役賞与は、業績等を勘案して株主総会に議案を上程するため不支給の年もあり、総会決議により決定した賞与額の限度内において、職位に応じた賞与を支払うこととしています。
- (注3) 第125期以降当期まで8期に亘り取締役賞与の支給はありません。
- (注4) 株式報酬額は、第129期の株主総会の決議により導入した業績連動型株式報酬制度に基づく当事業年度中の株式給付引当金の繰入額と退任した取締役への支給額です。

(4) 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の内容の概要

役員等の報酬決定に関する方針・手続

【方針】

当社は、社内取締役及び経営委員の報酬制度を、当社の事業規模、内容及び人材確保の観点から同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえ、持続的な成長に向けた健全な中長期インセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう設定する。報酬は、職責に基づく基本報酬と、会社業績目標の達成度等に連動する業績連動型報酬により構成され、報酬の一定割合は自社株報酬とする。賞与は年次インセンティブとして、業績などの経営状況を考慮し、株主総会に提案する。

業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみとする。

すべての取締役、監査役及び経営委員について役員退職慰労金はない。

【手続】

取締役の報酬額及び賞与額は、株主総会の決議による総額と内容の範囲内で、社長が提案し、報酬諮問委員会における協議をはじめ独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において職位に応じた支給額を決定する。

監査役の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、独立社外監査役を含む監査役の協議により支給額を決定する。

経営委員の報酬額及び賞与額は、社長が提案し、報酬諮問委員会における協議をはじめ独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において職位に応じた支給額を決定する。

(5) 社外役員の主な活動状況

地 位 及 び 氏 名	主 な 活 動 状 況
独立社外取締役 (非常勤、筆頭社外取締役) 岡本 行夫 (2008年6月24日就任)	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席（出席率100%）し、必要に応じ、主に国際情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識から発言を行いました。指名諮問委員会及び報酬諮問委員会にて委員を務めました。
独立社外取締役 (非常勤) 片山 善博 (2016年6月20日就任)	当事業年度開催の取締役会13回に出席（出席率93%）し、必要に応じ、主に官界・政界・学界に精通する専門家としての幅広い知識と見識から発言を行いました。指名諮問委員会及び報酬諮問委員会にて委員を務めました。
独立社外取締役 (非常勤) 国谷 裕子 (2017年6月21日就任)	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席（出席率100%）し、必要に応じ、多様な視点と高い独立性を持った立場から発言を行いました。指名諮問委員会及び報酬諮問委員会にて委員を務めました。
独立社外監査役 (非常勤) 三田 敏雄 (2015年6月23日就任)	当事業年度開催の取締役会14回すべて（出席率100%）及び監査役会16回すべて（出席率100%）に出席し、必要に応じ、主に企業経営等の豊富な経験を通じて培われた見識から発言を行いました。
独立社外監査役 (非常勤) 山口 廣秀 (2016年6月20日就任)	当事業年度開催の取締役会14回すべて（出席率100%）及び監査役会16回すべて（出席率100%）に出席し、必要に応じ、主に金融・経済分野における豊富な経験を通じて培われた見識から発言を行いました。

当社は、2012年9月以前の自動車の海上輸送に関し、競争法に違反する行為があったとして米国及びその他の地域において当社及び特定の海外現地法人に対する損害賠償請求訴訟等が継続しています。岡本行夫氏は、対象行為に係る調査を受けるまで当該行為を認識していませんでした。

また、当社の連結子会社で航空運送事業を営む日本貨物航空(株)は、不適切な整備作業を実施したことなどを対象として、2018年7月に国土交通大臣より「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令及び業務改善命令」を受け、改善措置を提出しました。岡本行夫氏、片山善博氏、国谷裕子氏、三田敏雄氏及び山口廣秀氏は報告を受けるまで本事業を認識していませんでした。

5氏はそれまでの法令遵守の観点からの発言に加え取締役会や遵法活動徹底委員会などにおいて、競争法等の違反行為の根絶、公正取引と遵法の徹底、また、これらの事案の原因究明と再発防止に資する提言などを行っています。

(6) 役員の責任限定契約に関する事項

当社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた定款第34条及び第44条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しています。

連結計算書類

1. 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	472,123
現金及び預金	79,915
受取手形及び営業未収入金	219,937
有価証券	140
たな卸資産	39,308
繰延及び前払費用	63,211
その他	71,909
貸倒引当金	△2,299
固定資産	1,529,295
有形固定資産	897,861
船舶	620,212
建物及び構築物	84,827
航空機	39,692
機械装置及び運搬具	29,310
器具及び備品	5,729
土地	68,543
建設仮勘定	44,172
その他	5,372
無形固定資産	31,335
借地権	4,553
ソフトウェア	6,562
のれん	16,404
その他	3,815
投資その他の資産	600,099
投資有価証券	478,996
長期貸付金	21,445
退職給付に係る資産	55,997
繰延税金資産	6,361
その他	44,146
貸倒引当金	△6,847
繰延資産	285
資産合計	2,001,704

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	527,553
支払手形及び営業未払金	160,258
1年内償還予定の社債	30,000
短期借入金	196,849
コマーシャル・ペーパー	11,000
未払法人税等	7,536
前受金	39,879
賞与引当金	9,264
役員賞与引当金	333
株式給付引当金	734
契約損失引当金	4,731
事業再編関連引当金	351
その他	66,613
固定負債	952,424
社債	125,000
長期借入金	663,305
繰延税金負債	49,540
退職給付に係る負債	16,837
役員退職慰労引当金	1,375
特別修繕引当金	20,136
契約損失引当金	30,734
事業再編関連引当金	1,220
その他	44,275
負債合計	1,479,978
純資産の部	
株主資本	477,218
資本金	144,319
資本剰余金	42,894
利益剰余金	293,719
自己株式	△3,715
その他の包括利益累計額	10,214
その他有価証券評価差額金	23,156
繰延ヘッジ損益	△15,685
為替換算調整勘定	△9,988
退職給付に係る調整累計額	12,731
非支配株主持分	34,293
純資産合計	521,725
負債純資産合計	2,001,704

2. 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) (単位: 百万円)

科 目	金 額
売上高	1,829,300
売上原価	1,634,188
売上総利益	195,111
販売費及び一般管理費	184,026
営業利益	11,085
営業外収益	
受取利息	3,475
受取配当金	8,473
為替差益	368
その他	6,522
営業外収益 (合計)	18,841
営業外費用	
支払利息	24,343
持分法による投資損失	2,538
その他	5,097
営業外費用 (合計)	31,978
経常損失 (△)	△2,052
特別利益	
固定資産売却益	12,577
投資有価証券売却益	19,474
関係会社株式売却益	17,513
その他	3,200
特別利益 (合計)	52,766
特別損失	
固定資産売却損	674
減損損失	18,886
契約損失引当金繰入額	35,465
その他	17,670
特別損失 (合計)	72,697
税金等調整前当期純損失 (△)	△21,983
法人税、住民税及び事業税	15,869
法人税等調整額	3,359
法人税等 (合計)	19,229
当期純損失 (△)	△41,212
非支配株主に帰属する当期純利益	3,288
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△44,501

3. 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (ご参考)

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	45,260
投資活動によるキャッシュ・フロー	△132,292
財務活動によるキャッシュ・フロー	62,715
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,201
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△25,519
現金及び現金同等物の期首残高	103,278
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	486
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	6
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高増減額 (△は減少)	28
現金及び現金同等物の期末残高	78,280

(注) 本計算書は監査報告書の対象外です。

1. 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	246,913
現金及び預金	11,992
営業未収金	58,075
短期貸付金	62,964
貯蔵品	22,826
繰延及び前払費用	41,807
代理店債権	8,636
リース債権	15,087
リース投資資産	3,920
その他流動資産	22,614
貸倒引当金	△1,011
固定資産	1,117,929
有形固定資産	152,622
船舶	90,963
建物	15,537
構築物	370
機械及び装置	31
車両及び運搬具	10
器具及び備品	764
土地	19,077
建設仮勘定	25,866
無形固定資産	6,143
のれん	3,229
借地権	511
ソフトウェア	2,379
その他無形固定資産	23
投資その他の資産	959,162
投資有価証券	89,660
関係会社株式及び出資金	478,572
長期貸付金	360,613
前払年金費用	33,607
リース債権	89,484
リース投資資産	22,328
その他長期資産	16,357
貸倒引当金	△131,460
繰延資産	285
社債発行費	285
資産合計	1,365,127

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	380,131
営業未払金	43,767
1年内償還予定の社債	30,000
短期借入金	198,608
コマーシャル・ペーパー	11,000
リース債務	5
未払金	4,428
未払法人税等	247
前受金	24,721
預り金	49,824
代理店債務	404
賞与引当金	1,402
株式給付引当金	734
事業再編関連引当金	317
契約損失引当金	4,731
その他流動負債	9,938
固定負債	775,697
社債	125,000
長期借入金	448,092
リース債務	4
繰延税金負債	28,218
関係会社船舶投資損失引当金	128,452
債務保証損失引当金	472
事業再編関連引当金	1,220
契約損失引当金	30,734
資産除去債務	1,264
その他固定負債	12,237
負債合計	1,155,828
純資産の部	
株主資本	200,665
資本金	144,319
資本剰余金	31,880
資本準備金	30,191
その他資本剰余金	1,688
利益剰余金	28,174
利益準備金	678
その他利益剰余金	27,495
圧縮記帳積立金	1,854
繰越利益剰余金	25,641
自己株式	△3,709
評価・換算差額等	8,633
その他有価証券評価差額金	26,057
繰延ヘッジ損益	△17,423
純資産合計	209,298
負債純資産合計	1,365,127

2. 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額	
海運業収益	699,970	
海運業費用	686,302	
海運業利益		13,667
その他事業収益	3,107	
その他事業費用	1,325	
その他事業利益		1,782
営業総利益		15,449
一般管理費		38,706
営業損失 (△)		△23,256
営業外収益		
受取利息及び配当金	50,067	
その他営業外収益	2,282	52,349
営業外費用		
支払利息	16,856	
その他営業外費用	4,573	21,430
経常利益		7,663
特別利益		
固定資産売却益	4,415	
関係会社株式売却益	20,480	
投資有価証券売却益	19,136	
その他特別利益	4,840	48,872
特別損失		
固定資産処分損	161	
貸倒引当金繰入額	29,878	
契約損失引当金繰入額	35,465	
関係会社船舶投資損失引当金繰入額	6,903	
債務保証損失引当金繰入額	460	
その他特別損失	9,179	82,049
税引前当期純損失 (△)		△25,513
法人税、住民税及び事業税	1,285	
法人税等調整額	△2,297	△1,011
当期純損失 (△)		△24,501

1. 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

日本郵船株式会社
取締役会 御中

2019年5月8日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 惣田 一弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 智也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本郵船株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2. 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

日本郵船株式会社
取締役会御中

2019年5月8日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 惣田 一弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 智也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本郵船株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、経営委員、使用人等及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針と職務の分担等に従い、取締役、経営委員、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通及び監査の環境の整備を図り、広く情報の収集に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会及び経営委員会その他重要な会議に出席するほか、取締役、経営委員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、経営委員、使用人等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知、報告を受け、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載されている過年度の自動車海上輸送に関する公正取引問題については、当社グループが再発防止と法令遵守の徹底に取り組んでいることを確認しております。

また、当社の航空運送事業を営む連結子会社が、国土交通大臣から事業改善命令及び業務改善命令を受けた事案につきましては、十分な調査が行われたこと及び同社がコンプライアンス体制の強化と再発防止策に取り組んでいることを確認しており、今後も同社の諸施策の実施状況の確認を続けてまいります。当社グループ各社に対する当社のガバナンス強化への取組みについても注視してまいります。

2019年5月14日

日本郵船株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 和 崎 揚 子 ㊞

常 勤 監 査 役 平 松 宏 ㊞

社 外 監 査 役 三 田 敏 雄 ㊞

社 外 監 査 役 山 口 廣 秀 ㊞

以 上

〈メ 毛 欄〉

株主メモ

- | | |
|------------------|---|
| (1) 商号 | 日本郵船株式会社
(Nippon Yusen Kabushiki Kaisha) |
| (2) 創立 | 1885年9月29日
(創業：同年10月1日) |
| (3) 資本金 | 144,319,833,730円 |
| (4) 事業年度 | 4月1日から翌年3月31日まで |
| (5) 定時株主総会 | 6月開催 |
| (6) 同総会権利行使株主確定日 | 3月31日 |
| (7) 期末配当金受領株主確定日 | 3月31日 |
| (8) 中間配当金受領株主確定日 | 9月30日 |
| (9) 単元株式数 | 100株 |
| (10) 基準日 | 上記確定日のほか、必要あるときはあらかじめ公告のうえ基準日を定めます。 |
- (11) 公告方法
電子公告により行い、次の当社ウェブサイトに掲載します。
<https://www.nyk.com/ir/stock/koukoku/>
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法で行います。
- (12) 株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）
三菱UFJ信託銀行株式会社
【連絡先】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

株式に関するマイナンバー制度のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届けいただく必要があります。

【株式関係業務におけるマイナンバーの利用】

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

主な支払調書

- ・配当金に関する支払調書
- ・単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

【マイナンバーのお届けに関するお問合せ先】

証券会社等の口座にて株式を管理されている株主様 ……お取引の証券会社等にお問合せください。
証券会社等とのお取引がない株主様 ……三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

 0120-232-711

お知らせ

(1) 株式に関するお手続きのご案内

①次に記載の株式に関する各種お手続きにつきましては以下のとおりとなっております。

- 株式の口座振替のご請求
- 株式の相続お手続き
- 単元未満株式の買取り・売渡し（買増し）のご請求
- 住所変更、住居表示変更のお届け
- 改姓、改名のお届け
- 配当金の口座振込のご指定、変更のお届け など

(i) 証券会社等に口座を開設されている株主様

口座を開設されている口座管理機関（お取引の証券会社等）にお問合せください。

(ii) 特別口座に記録された株式をご所有の株主様

特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

②未払配当金のお支払いに関しましては、いずれの株主様も株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社

☎0120-232-711（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）

ウェブサイト <https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

(2) 株主優待制度のご案内

毎年3月31日現在の株主の皆様には飛鳥クルーズのご優待割引券を用意しております。ご請求はがきは6月開催の定時株主総会後にお送りする関係書類に同封いたします。ご請求はがきが当社に到着後、ご優待割引券を普通郵便で発送いたします。発送後の事故等につきましては、当社は責任を負いかねます。

3月31日現在のご所有株式数		ご優待割引券枚数
100株以上	500株未満	3枚
500株以上	1,000株未満	6枚
1,000株以上		10枚

（有効期間：7月1日から翌年の9月30日まで）

- ご優待割引券は株主様ご本人以外もご利用いただけます。
- ご優待割引券1枚につき、1クルーズ（対象外もあり）1名様10%の料金を割引いたします（1名様1枚限り有効）。
- 他の割引、早期申込割引等と重複してご利用にはなりません。
- 飛鳥クルーズの詳細につきましては、次の郵船クルーズ株式会社のウェブサイトをご覧ください。お電話でクルーズデスクにお問合せください。

ウェブサイト <https://www.asukacruise.co.jp/>

☎0570-666-154（クルーズデスク）

株主総会会場 ご案内図

パレスホテル東京 2階「葵」



株主総会の来場記念品（お土産）のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

最寄駅：

- ① 東京メトロ 〇 千代田線 〇 半蔵門線
〇 丸ノ内線 〇 東西線

都営地下鉄 〇 三田線

「大手町駅」

C13b出口より地下通路直結

- ② J R 線 「東京駅」

丸の内北口 から徒歩約 8 分



NYK LINE
NIPPON YUSEN KAISHA

〒100-0005
東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
<https://www.nyk.com>



※会場へのご入場は株主様ご本人のみとなりますので、ご了承ください。
株主総会の受付開始時刻は当日午前9時です。
開会時刻間際になりますと、会場受付の混雑が予想されます。
会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。
株主総会へは本招集ご通知をご持参ください。
「葵」が満席になった場合は、第2会場をご案内させていただきますので、ご了承ください。